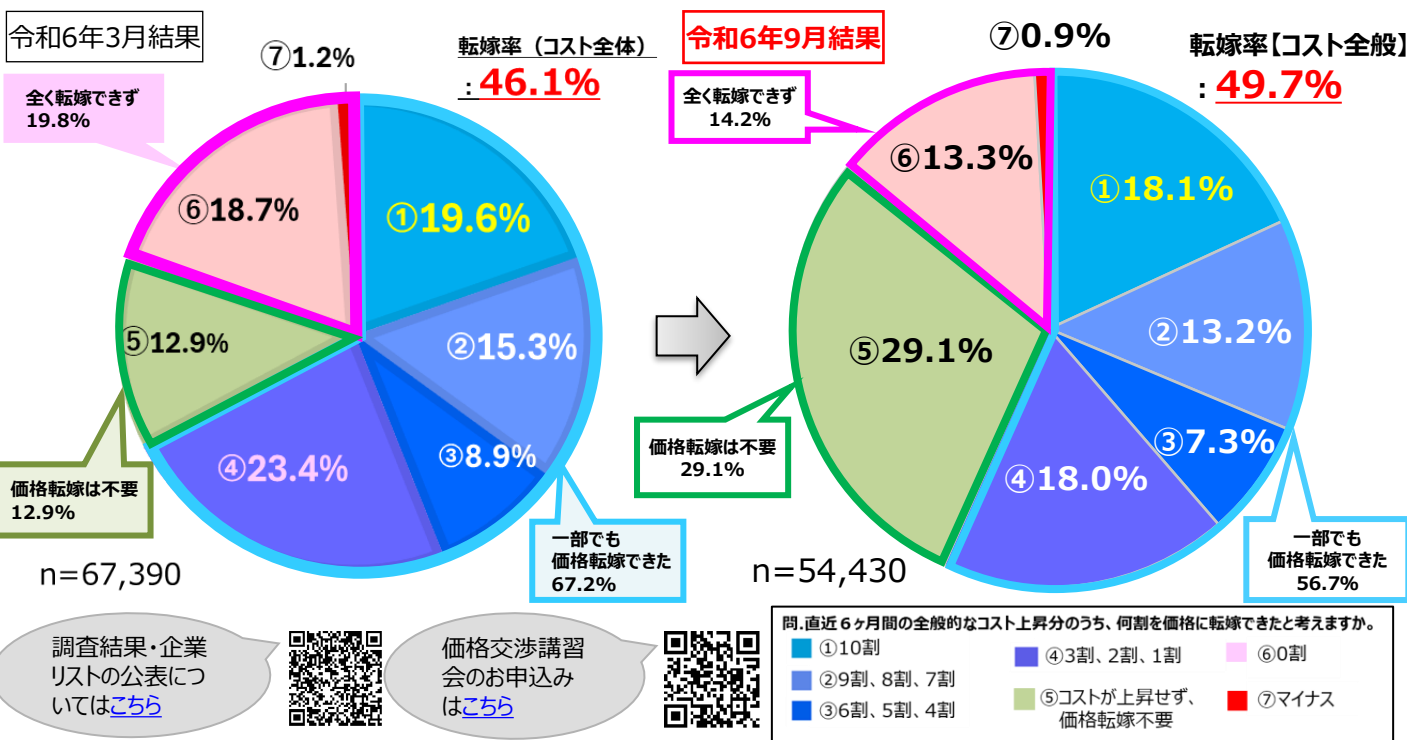


- ・中小企業庁では、下請中小企業が適切な価格転嫁を実現できるよう、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定し、取引環境の整備に向けた取組を行っています。
- ・関東経済産業局では、より現場に近い組織として、下請Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間フォローアップ調査結果の周知、講習会や相談窓口のご案内、パートナーシップ構築宣言の普及・促進、生産性向上に向けた各種支援策のご紹介等の取組を行っています。

価格交渉促進月間フォローアップ調査

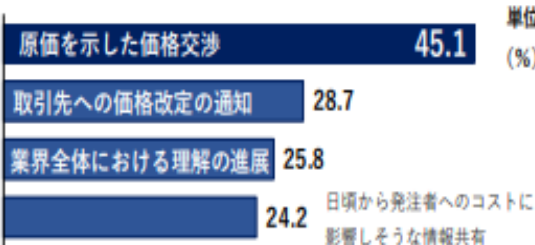
9月と3月の「月間」終了後に、交渉・転嫁の状況についてフォローアップ調査を実施し、価格転嫁率や業種別の結果・順位、下請事業者の生声、親事業者の交渉・転嫁の状況等を公表しているほか、交渉・転嫁の状況が芳しくない親事業者に対しては指導・助言を行っています。また、価格交渉力向上に向けた講習会を通年で開催しています。



価格転嫁サポート窓口

中小企業の交渉力向上を支援するため、2023年7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、価格交渉に関する基礎的な知識や、原価計算手法の習得支援を行っています。

価格転嫁ができた理由（複数回答）

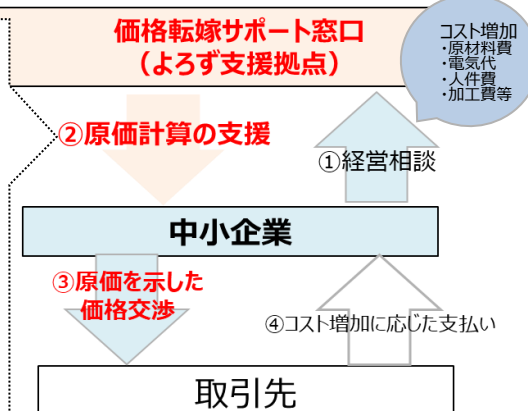


価格転嫁できた企業の多くが「原価を示した価格交渉」が有効と回答。

（出典）株式会社帝国データバンク資料
（2023/2/9 特別企画：価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート）

<価格転嫁サポート窓口の支援イメージ>

- ・原価管理に係る**基礎支援**
原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に必要な情報の把握手法等について助言。
- ・製品原価算出に係る**実践的な提案**
個々の企業の実態を踏まえた、具体的な**製品毎の原価の算出方法等**を提案。



全国のよろず支援拠点窓口は[こちら](#)

価格交渉ハンドブックは[こちら](#)

パートナーシップ構築宣言

サプライチェーン全体の付加価値向上・共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」の普及・促進及び実効性向上に取り組んでいます。宣言企業は、国や地方自治体におけるいくつかの補助金で加点を受けることができます。

「パートナーシップ構築宣言」とは

- 「パートナーシップ構築宣言」は事業者がサプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
自治体によっては、宣言企業に対する各種インセンティブ（補助金における加点、制度融資利用時の要件化、官公需入札における加点等）が設定されている。

宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

宣言！

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

望ましい取引慣行

親会社・発注者

パートナーシップ構築宣言ポータル
サイトでは、宣言に関する様々な
情報をご確認いただけます。

- ・補助金加点等の優遇措置
- ・各都道府県における取組
- ・宣言企業の取組事例集
- ・宣言方法 等

(ポータルサイトトップページ)



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

原材料費に比べ転嫁が難しいとされる「労務費」についての価格転嫁を進めるため、発注者・受注者双方の立場における行動指針を定めたものです。《2023年11月29日 内閣官房・公正取引委員会より公表》
価格交渉し易いよう、労務費・原材料費・エネルギーコストを分けて交渉するための「価格交渉フォーマット」もご活用いただけるほか、価格交渉する際の根拠資料の材料となる公表資料（最低賃金の上昇率等）について、中小企業庁HPに集約して掲載されています。

12の行動指針

発注者として採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】本社（経営トップ）の関与
- 【行動②】発注者側からの定期的な協議の実施
- 【行動③】説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- 【行動④】サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- 【行動⑤】要請があれば協議のテーブルにつくこと
- 【行動⑥】必要に応じ考え方を提案すること

受注者として採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】相談窓口の活用
- 【行動②】根拠とする資料
- 【行動③】値上げ要請のタイミング
- 【行動④】発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者・受注者双方が採るべき行動／求められる行動

- 【行動①】定期的なコミュニケーション
- 【行動②】交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

取引適正化に関する施策一覧や、コスト上昇の根拠となる公表資料については[こちら](#)（中小企業庁HP）



指針の詳細や価格交渉フォーマット、動画の視聴については[こちら](#)（公正取引委員会HP）



- ・ 関東経済産業局は、経済産業省の地方ブロック機関であり、広域関東圏（1都10県＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）を行政区域としています。
- ・ 関東経済産業局の政策にご関心がある方、その他の各種支援策を詳しく知りたい方は[当局のホームページ](#)をご確認ください。当局のX（旧Twitter）では報道発表や補助金の公募情報、イベント情報などを発信しています。

HP



X（旧Twitter）



〈価格転嫁に関するお問合せ先〉

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
関東経済産業局 産業部 適正取引推進課
TEL：048-600-0325